

## 議題2 社会教育関係団体への補助金交付について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第13条の規定により、令和3年度に交付を予定している次の社会教育関係団体への補助金交付について、意見を求める。

令和3年3月25日

春日井市教育委員会

### 1 春日井市小中学校PTA連絡協議会補助金

交付先 春日井市小中学校PTA連絡協議会

補助内容 補助団体が実施する次に掲げる事業に要する経費

- (1) PTA活動の推進を図る事業
- (2) 児童生徒の健全な成長を図る事業
- (3) 成人教育の推進を図る事業
- (4) 学校及び保護者の連携を図る事業
- (5) 子どもの安全確保を図る事業

予算額 1,820,000円

所管 教育委員会事務局学校教育課

### 2 春日井市スポーツ協会運営費補助金

交付先 春日井市スポーツ協会

補助内容 次に掲げる事業に要する経費

- (1) スポーツ協会の事務局運営に関する事業
- (2) スポーツ協会の加盟団体が実施する事業

予算額 10,000,000円

所管 文化スポーツ部スポーツ課